

## 議会運営委員会

令和4年6月29日（水）  
午前9時59分開会

○南委員長 おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開催いたします。

今日の議会運営委員会は、議題でお示しのとおり、一般質問のあり方等についてでございますが、この件につきましては、小川議長のほうからも、いま一度、議員個々が共通認識を持つ意味でも、議会内の発言、一般質問を含める発言を指すと思うんですけども、議会運営委員会のほうでいま一度まとめて、在り方について考えてまとめていただきたいということで、口頭で答申を受けました。よって、今回の一般質問等のあり方についてということで議会運営委員会を開催させていただきました。

まず初めに、小川議長のほうからその答申の内容について簡単に。

（「諮問やろう」と呼ぶ者あり）

○南委員長 すみません、諮問です。間違えました。諮問をお願いいたします。

○小川議長 皆様、おはようございます。

何かとお忙しいところ、またお集まりいただきましてありがとうございます。

先日、執行部のほうから私のほうに一般質問に係る要旨の事前通告、発言の在り方などについて周知徹底してもらいたいということで申入れがございました。

私といたしましても、一般質問は選挙により市民に選ばれた各議員さんにとって本当に花形でございますので、尾鷲市の政策をよりよいものにするため、非常に意義深く重要な発言の機会と認識をしております。議長として、一般質問の要旨については、事前通告にないというような形の議会運営は可能な限り避けたいと考えております。

今回諮問させていただきました一般質問のあり方について、今後、議会全体で議員間の共通認識を進め、各議員が限られた時間の中、有効な、有意義な一般質問ができるよう、議会運営委員会の皆様には様々な御意見、御提案をよろしくお願いいいたしたいと思っております。

それと、もう一点、発言についてはできる限り、私としては発言を止めたくないという思いもあります。そして、発言はお互い尊重されなければならないということ

ともありますて、その代わり、公人としての発言であることを常にわきまえていただきたい。最近、侮辱罪も厳罰化されたということもございますので、その点もよく考慮していただきたい。そのように思っておりますので、様々な御意見、御提案、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○南委員長 ありがとうございます。

今の議長からの諮問についてのお話を聞かせていただきましたけれども、やはり我々議員は共通認識の下で、議会のルールに基づいて全てが議会内の発言はしているというものが本当の基本姿勢でございます。よって、皆さん御存じのように、尾鷲市議会基本条例で議員のあれについてはうたわれておりますので、それを中心に皆さんの意見を聞きたいと思います。

今回の諮問を受けての議会運営委員会の取扱いにつきましては、できるだけ2回、3回ないしは最低でも8月中には議会運営委員会の答申を議長のほうにお示しをして、できたら、全協等もある中で、9月定例会等から運用をできれば望ましいなという形で委員会は進めていきたいと考えておりますので、どうかそのつもりでよろしくお願ひをいたします。

○濱中委員 もうよろしいですか。

○南委員長 よろしいです。この在り方についてね。

○濱中委員 今日の資料として申合せ事項も頂いておりますし、議会の基本条例とか会議規則とか、そこには一般質問に対する行い方という形では共通認識を持てるような文言が並んでおりますけれども、私も含めてね、そもそも一般質問の目的ということをまずは皆さんで共通認識を持つために、何のためのものなのか、それがしっかりとすることによって方向性というのもひとつ明らかになるのかなという気がするので、その辺り、ほかの市町の議会の改革であるとか、そういうものの資料を見ますと、まずは一般質問の目的というものを皆さんが、一つではないですね、目的というものは。ある程度皆さんに認識することが必要かなと思うんですけど、その辺りの事例というか、教科書的なものというのは、委員長、調べていただくことはできますか。

○南委員長 うん。若干、各市の事例は個々には調べて事務局のほうにいただいておるんですけども、今日、取りあえず、差し当たって、各委員さんの意見を聞いた上で、ある程度そういった要求が出れば、次の議会運営委員会でまとめてお示しをできればなというような感じで考えております。

○演中委員 実は、私もほかの事例を調べたときに、これは北海道の函館やったんですけども、やっぱり一般質問の課題の中にいろんな問題が出ておりました。ただ自分の意見だけの主張だけをするものになってはいないかとか、あと、細か過ぎるとか、要望演説が多過ぎるとか、そういういたような課題が挙がっておりました。結局、それがなぜ駄目なのかということが、やはりその目的に達するためのものというものを考えると、一般質問の目的、尾鷲市議会としては何を目的として一般質問するのかというあたりをまずおさらいができればなと思うんですけども、いかがですか。

○南委員長 一般質問の目的というのは、当然、我々、市民から選ばれた議員でございますので、やはり第一番の目的は、市民福祉の向上に努めるのが議会の一番の大きな使命だと思います。その中で各おののが一般質問をして、執行部に対して改善されるところは改善して、提言するところは提言するなりするのが個々の議員のやり方だと私自身は思っております。やっぱり市民福祉の向上を目指してだと思っています。

○西川委員 議運ということで全員そろっていないんですけど、これはやっぱり全員そろって全協でやったほうがもっといろんな意見が出るんじゃないでしょうか。

○南委員長 今の西川委員さんから、当然、全協でも議長のほうから聞いてくれると思うんですけども、今回に限っては、小川議長のほうから議会運営委員会のほうへ、執行部からのいろんな申入れもあり、議会運営委員会で質問等の在り方等について諮詢を受けたわけでございますので、諮詢を受けるということは議会運営委員会で答申をしなければならないという議会のルールですので、御理解をお願いいたします。

○西川委員 僕もいろいろ先輩の過去のユーチューブを見て勉強したり、あと一般質問の在り方という本も何冊か見て一般質問をやらせてもらっていますけど、その中には、市民の利益になるようなことを執行部から引き出すことが目的であるというのも書かれていました。

それで、今やっておるこの会議は何が目的なので、何が悪い、何がよいということを何か例を出してもらわんとちょっと分かりませんけど。

○小川議長 執行部のほうから、発言通告書にない問題とか言われます。発言通告があつたら執行部も資料を準備して答えられるという。今、市民のために、それに答えてもらえんと、発言通告をきちんとしたほうがちゃんとした質問、答えもきちんとした、そういう内容にしていったほうが市民のためになるんじやないかと私

は思いますけど。かみ合わないというのが一番まずいかなと思っております。

○西川委員　　いや、僕も一応資料は作って提出させてもらって、チェックもちゃんとかけてもらっていますけど、それでもやっぱり、10個質問があった場合に、発言した場合ですよ、通告には五つしか書いてないときがありますよね。やはり自分の持ち時間1時間を有効に生かすためには、通告に書いてないことも話さなければいけませんよね。それだけで短く終わるのは嫌です、自分に与えられた1時間を持っかり持っていきたいという思いで、僕はその場でアドリブで質問させてもらおるんですけど、僕は過去に何かそういう、僕の場合ですよ、何かいけないことがあったら分かりやすく教えていただきたいんですけどね。

○村田委員　　一般質問は通告外のことは発言をしてはいけないとよく言われますけれども、発言通告書に関連をした問題だったらいいんですよね。全然発言通告書に関係のない項目について発言するというのは、これは避けなければいけないということなんですね。

それから、一般質問というのは、やっぱり執行部からの言質を取るということも一つの大きな問題なんですよ。やっぱりこちらが問題提起をして、それに対して執行部がどういう考え方を持っておるかという、その言質を取るということも、これ、一般質問の基本的な大きな私は目的だと思うんですね。

ですから、私は今まで先輩方々に教えていただいた経験からすると、一般質問は特にこれについてやってはいけないというようなことはないんですよね。自分が思うこと、それから、いわゆる市民の間でいろいろな不安な声とか、いろんな声がありますけれども、そういうものを反映させるための一般質問ということであれば、私は制限はされるものではないと思うんです。

ただ、なぜ通告をしなければいけないかということについては、執行部と一般質問をやる人の議論がかみ合わないといった場合が、これまで何十年来かで多々あったんですよね。議員の一方通行、それから、時にはありますけれども、議員が言いたいことだけを言って強行に進めていくというやり方も一つのやり方でしょう。

しかし、基本はやっぱりこちらが質問をしたことについて執行部がきちんと答えを出してくれる、あるいは考え方を述べてくれるということで議論がかみ合って一般質問ということが形成されるのではないかなと私はこれまで認識をしてきましたから。

ですから、何回も言いますけれども、通告に書いてないものを、全く別のものを言うということは、やっぱり時間が余ってもこれはするべきでない。しかし、関連

してその幅を広げていくというのも限度がありましょうけれども、自分の良識を持って、関連として一般質問を続けていくというのは、私は許されるものだと認識をしております。

ですから、一般質問はどうなんだということは、やっぱり議員個々の良識にもよりますけれども、やっぱりきっちと打合せをするというと、これはいわゆるなああのなれ合いの議会だということも言われますから、それは避けなければいけませんけれども、やはりこういったことの本筋は、この問題については一般質問をしますよと、私はこういう考えですからそこは行きますよというぐらいの通告はしていないと、執行部も突然振られて答弁も満足にいかないということになれば議論がかみ合わないということになりますから、やっぱり一般質問というのは、基本的には、答えるほうと質問をするほうとのきっちとかみ合った議論ができる、これがよりよい議会運営の運び方だと私は思っておりますので、これまでも先輩からもそう教わってきましたから、そういう形で一般質問をするのであって、今、一般質問のあり方についてということでありますけれども、今さら一般質問をどうだこうだということで縛るということはいかがなものであろうかなと。

しかし、今日の議長から諮問をされた問題については、通告をきっちとして、執行部にこういうことを問いますから用意しておいてくださいよということを、通告をきっちとしていないと、執行部がいろいろな混乱をしますし、そして、まともな回答、満足のいく回答も得られないということですから、これはやっぱり通告はきっちとしておけばいいんだということを、今、議長から問われておると思うんですね。

ですから、委員長さん、申し訳ないけれども、まず通告だけでひとつ進めていただきたいなと思うんですけども。通告について。

○南委員長 分かりました。

結局は、いかに質問通告と執行部と打合せできるかというのが今回の議員の一般質問の発言について一番の問題点でございますので、全くそこの議論を避けて通れないと思います。

まず、前議長、三鬼副委員長がたまたま今回の副委員長ということで座っておりますので、三鬼委員、前回も一般質問の在り方については前議長のほうからも2回余り議運なり全協でお願いをしたという経過がございますので、その辺も踏まえて、もしコメントがあれば。

○三鬼副委員長 ちょっと釈迦に説法になるようなことになると思いますけど、

私も現小川議長と一緒に、極力、議員の発言についてはできる限り、通告した部分についてはフルに發揮できるような議会運営をしなくてはいけないという気持ちではありましたけど、共通認識の部分で若干は、そこそこ議員を経験した人と初めてこれから議員をしようという人と、1年目やったもんで、若干はニュアンスが違うかなと思ったんですけど、釈迦に説法かも分かりませんけど、会議規則にもうたつておりますように、我々本市議会は、標準会議規則に基づいて本市も通告制を採用しております。通告制を採用しておるということは、あらかじめ通告した事項が発言を許される範囲であるという認識をまず持たなくてはいけないと1点は思います。

それと、先ほども村田委員からも一般質問の内容について話がありましたけど、これは当尾鷲市がやっておる一般事務、法定受託事務も含めてですけど、これについて質問をすることは法律的に許されておりましますし、もう一つは、政策的なことの提言、提案についてもどんどんすればよいということになっております。

一般事務とは何たるものかといったら、地方自治法の第92条で議会が審査しなくてはいけないということが載っておりますので、具体的に見ればよく分かると思うんですけど。

そういったところが中心であるんですけど、それぞれ思い方も違うようなことがあるのと、もう一つ、要旨をしっかりと伝えるということは、執行部に説明というか、答弁を上手に云々よりか、やっぱり議員にとっては不満足な答弁しか得られないということは、我々の立場からすれば不利益なことですので、やはり執行部から質問した議員が満足な答弁が得られるというような形の要旨を提出すべきじゃないかなとずっと思いよる中でしたので、執行部側から見たような一般質問の在り方云々じやなしに、やっぱり我々もその辺のことをきっちりさえすれば、あとそれに関連したことはそれぞれの経験から発言されたらいいと思うんですけど、そういうことをきっちりと担保すれば、執行部も要旨できちっと提出したことについては答弁しなくてはいけないということになろうかと思いますもんで、そういったこと、ちょっと堅い話かも分かりませんけど、初に戻ると、そういったところからもう一度共通認識をお互いに考えるというか議論したらいいのではないかと思いました。

○西川委員 議員必携にも発言の自由がうたわれていますし、あと一般質問の在り方という、僕があくまでも読んだ本ですよ、例えば暴露発言は執行部に通告なしでやってもよいと、そういうのが明記されておるんですけどね、そういうのに、一般質問の在り方で。例えば、執行部が嫌がるような隠し玉、もう絶対ミスを犯しておるところを通告せずに言うことは暴露発言といって認められておるんですけど、

それだったら、執行部が答えにくいところを聞くなというふうにしか僕は取れんのですけどね。

○三鬼副委員長 先ほど私は客観的なことを言いましたけど、先ほど村田委員も言っておりましたように、爆弾発言なのか何発言なのか分かりませんけど、関連することであつたら、それはそのことをただして当たり前のことだと思います。それが爆弾発言になるかどうかは私はその人の認識だと思うんですけど、そういったことを言うためにその延長線上できちっと通告に基づいたことをやり取りした結果、それを言うということは、これは当然あり得ることだと、私はそれは否定はしておりません。

ただ、通告した内容と全然違うことを言い出したりとか、通告したけど、前に一般質問した人でもう答弁があったからといって、全然自分の一般質問の部分がされたということで違うことを持ち出したりとか、そういったことはちょっと違うと思うんですけど、そのことを深めていくということ、現にそれぞれ先輩議員も議論をして、どんどんそれを深めていくというのが一般質問やで、私なんかも教えられておりました。当時は一問一答式じゃないので、20分、20分、20分という形だったのでそういった深めていく議論というのは難しかったわけですわ。一問一答式は追い詰めていけばいいというところもあるんですけど、しゃべられる時間が決まっておったもんで、どこで要点とかそういったことをどんとするかということは難しい技術だったけど、一問一答式は普通の質疑と一緒にですから、質疑はなお幅が広いですから、それはちょっと、そのことを、今、西川委員が言おうとしておることを否定しておる説明ではありませんので御理解ください。

○南委員長 村田委員、よろしいですか。

○村田委員 はい。

○濱中委員 暴露発言を認められているという話に関してなんですけれども、そのときになって本当にこれを聞くことが、執行部が嫌がるやろうなということを聞くことが駄目ではなくて、一番最初に言いました、目的に沿っているかという意味でいえば、今、隠し玉のような形で発言をして、その反応を見ることが市民のためになるのであれば、それが暴露やろうが爆弾やろうが、発言の自由を認められている議員が口にすることを否定するものではないと思うんです。

ただ、嫌がるような、嫌がらせだけの質問は、決して市民のためにならないのであれば、それは普通の発言やつたとしても、答えのない言いつ放しの発言が市民の福祉の向上につながるかどうかということを考えながらやるということは基本とし

て持つべきなのかなと今聞きながら思っておりましたし、今でこそユーチューブがあり、ワンセグで見ておりという、市民の目は直接発言の内容で判断をされますけれども、以前は本当に後で会議録を見るしかどういうやり取りがあったということが分からぬ時代がありました。

通告をせずにやり取りをするということに関して以前にやはり先輩方から聞いたのは、今なら聞いておる市民の代わりに私らが聞いておるという意識も持つべきやと。通告をせずに、こういう質問があるので答えてくださいねということをやらずにやって、準備がない執行部側が曖昧な返事をしてしまうことが表に出るということは決してよろしくないことやと思うんですね。

なので、執行部側が物を言うことは、確定した、みんなが執行部としてきちんと正しい情報として出されるものであるとするならば、必ず、市長の思いといえども市長が勝手に進めるものではないと思うので、市長の思いでも、ある程度役所の中できちんと情報共有されたものを発信されるべきやと思うところもありますので、通告というものは、やはり自分が求めることに対して役所側から正しい情報が出るものということは基本に持つべきかなと、それは私は思うんですけども、そんなところでいかがですか、委員長。

○南委員長 西川委員も十分御存じだと思うんですけども、今日の諮問された委員会というのが、議員個々の発言を制約するものでは全くありません。むしろ一般質問というのは議員の花形の舞台でございますので、より実りのある一般質問をされたほうが市民にも理解がされやすいと思いますので、そういう意味を踏まえて、できるだけ質問要旨については、やはり議長のほうへしっかりと要旨を伝えるなり、事務局、執行部のほう、その範囲内で質問をしていただければ何ら問題がないと、私自身、そんな認識をしておるんですけど。

ただ、議員の言葉を制約するつもりじゃありません、今日は。当然、我々は二元代表の議員としてどんどん議員の権利は守るべき立場でありますので、御理解のほどお願いします。

○濱中委員 1点、打合せをしっかりとすることによって、さっき副委員長がなあなあになるやり取りということを言われたんですけども、私、打合せというのはしっかりとするべきやと思っておりまして、といいますのは、やはり議員としていろんなことを調査しても、執行部がやろうとする本来・本質的なものというのに気づいていなかつたり、きちんと確認が取れていない場合があって、それこそ打合せをせずに物を言ったがために知らずに恥をかくのは議員のほうであるときがあります

よね。なので、そこで誤解があるものであれば打合せの段階で誤解を解いておく、そういった意味も含めて、私は打合せはしっかりとすべきかなと思います、その要旨についての。それがなあなあと取られるのかどうかというのは、聞いておる側の判断にもよるかもしれませんし、議員個々のやり方にもあるかもしれませんけれども、やはり執行部との打合せというものはきっちりとやらせていただければなと思うんですけれども。

○南委員長 今回のことは、やはり一般質問は会議規則に基づいた通告制を取っておりますので、いかに要旨をしっかりと議長のほうへお伝えし、あるいは執行部と議論がかみ合うかみ合わないは別にしろ、考え方も立場も違いますから。できるだけ要旨に基づいた質問の関連した範囲内で行うというのが、僕は今的一般質問のやり方だと認識をしておりますのでね。やはり要旨の出し方については各市の、尾鷲は尾鷲でやったらええんじやなしに、やはり各市議会の状況も参考にして、例に出して、よりよいものを申合せで決める決めんじやなしに、要旨の出し方、例えば今の尾鷲市議会の要旨のひな形の部分についてしまうと、枠があって、何かこの枠の中に縛られて書かなあかんような感じがするでしょう、今の質問事項の要旨のあれでは。そういったこともできるだけ細かく打合せを執行部のほうとしていただければ、当然、議長のほうには報告しなくてはならないんですけど、かみ合った議論を、やっぱりお互が納得した形で議論できたらよりよい議会活動が生まれてくるんじゃないかなというような感じがいたしますので、やはり共通認識として、要旨ですね、どのような形で、ひな形が難しいんですけども、例えば私の場合、私が一般質問する場合はある程度、10項目あったら10項目ぐらい上げさせていただいて、その中の、当然事務局長はそうなんですけれども、当然なんですけれども、執行部の企画のほうへまずこの形で一般質問をやりたいと思うんやと、今回は、定期会は、ということですまず出します。それで構想を描いて、原稿、一般質問、それにに基づいた原稿を作成します。作成した段階で、僕の場合は事務局のほうへ、当然原稿も渡して一般質問へ入るという形を取っておりますので、僕の場合は、あまり執行部とのすり合わせというんですか、どうということがあまり僕はないふうに思うんやけど、僕の場合はね。例えば僕の場合というだけね。

○西川委員 いや、何か僕が悪いことをやっておるみたいに委員長に言われたもんで……。

○南委員長 いやいや、全然そんなのじゃないです。そんな気は毛頭ないです、全く。

○西川委員 僕もちゃんと出していますけど、そこまで詳しく書きませんけど、注意されたことはありませんよ。

○濱中委員 これは一般質問の誰のどれが悪いからといって来たものではないんですね。議長にちょっと確認をさせていただきたいけど、やはり一般質問のやり取りの中でかみ合わないことは決して実りのあるものではないからということでの申入れですよね。一つのものを名指しでやっているものではないですね。

というのは、いわゆるもう一遍みんなで共通認識を持って一般質問の在り方を高めてくださいというものでやっておるという理解でよろしいですね。

○南委員長 そのとおりです。

○小川議長 私、思いますのは、おののの議員の発言というのは十分保障されなければならない、そのように基本的には思っております。その中でも、縛られたルールの中でやらないと、やっぱり冗漫に流れたり、それだけは避けていただきたい。

そして、国会議員の中には免責というのがありますけど、地方議員の中に免責がないので、侮辱した発言とかをするとひょっとしたら、侮辱も厳罰化されていますので禁錮刑とか罰金刑になるおそれもあるので、その点、ちょっと慎重になっていただきたい、そのように思っているだけでございます。

○三鬼副委員長 やっぱり基本的には、私たち議員にとっては、満足な答弁、施策的なこと、私なんかもこの前、例えば避難タワーを建てよと言って、建てますって返事はなかったけど、それは難しいにしてでも、不満足な答弁であるとか、かみ合わんような一般質問にならんための議論をしておるんだと私は思っています。

1点は、基本的には通告制というのは議長に対して通告するもので、本当を言ったら、通告したときに議長がこれでは一般質問のていをなしていないと言うたら一般質問できないぐらいなんですね、地方自治法の判断からいくといと。でも、民主的に、これまでのどの議長においても、その辺は打合せとかそういったところで了解し合ってやっておるというところがありますもんで。

例を挙げると、一時期、議会だよりを我々作っておったんですけど、編集委員が人数が決まっておったもんで、それは結果論で文章を書くんんですけど、そのときにほかの人の一般質問も含めて要約しなくちゃいけない。どういう質問があって、どういう答弁が来たといって簡潔に書かなくてはいけないと。新聞社さんは大変だと思うんですけど、我々もそういうことをしてきたときに、大体、一般質問の申入れをするときにそういった書き方が、答弁は別んですけど、どういったことを私は聞き

ますとか、その中の関連質問であるとか、爆弾発言というのはおかしいんですけど、それに関する突っ込んだところの発言をすることは、これはやぶさかじやないもんで構わんことですけど、それがあるように議長はするべきやと。

それと、私、議長をさせていただいて思っておりましたけど、今、小川議長が法的な厳しいこととかを言いましたけど、やっぱり議場においては議長の判断が客観的な判断と思って、例えば私が言って議長がこう言ってきたから、いや、私はこういう考えですよというのが通ればいいんですけど、いいえ、議長はこの場合はこう判断しますと言ったらそれに従わざるを得ないのが議会運営ということは共通理解でしなくちゃいけないと思うんです。これは不穏な発言なんかについてでも自分から申し入れなくてはいけない、削除とかそんなものはありませんけど、議長は命ずることができるわけですもんで、それはやっぱり社会的なものとか自治法的にそぐわないであろうということ、また、ほかの議員のこともそう言ったりとかというのはしようがないであろうということから命じたりとか注意するということがありますので、やっぱり本会議場、議会において、議長、委員長の仕切りが客観的に一番されるということで、自分の、いや、私はこういう意味で言っても、議長がいいえ、それはそう取られませんと言ったらそれに従うのが議会ですので、議会の議会制民主主義ですので、その辺は議長もあまり発言したくない、できるだけ議員が発言をすることはさせたいというのはその辺を拡大解釈で判断しておられるんだと思うんですけど、その辺をお互いに気をつければいいんじゃないかなと思うんですけどね。

○濱中委員 これ、複数回、これに関して議運のほうでも議論をしてくれるというような最初の話やったものですから。資料のお願い、今よろしいですか。

○南委員長 はい。

○濱中委員 実は以前に尾鷲市議会からも視察をさせてもらったことがあると思うんですけども、亀岡市なんですけれども、京都でしたっけ、亀岡。

○南委員長 亀岡。行ったことがありますね。

○濱中委員 数年前に。

○南委員長 議長のときやな。

○濱中委員 はい。

そこの一般質問通告書というのがすごく細かい要旨の、一人一人、それこそA4、2枚ぐらいが通告書になっておるぐらいのものが、実は調べるときに出てきておったんですけども、幾つか、これこそええ通告の仕方やなと思うような議会の質問通告書の見本なんかを幾つか次のときまでに見せていただけると、どういうことを

求められているのかというところに向かえるような気がするんですね。尾鷲市議会としてどれぐらいを通告することで今言うておる問題点を解決するところに行けるのかと。亀岡市なんて、この紙を読んだら全部質問が分かるぐらいのことが書いてあるんですよ。

なので、だけど、ここまで本当に求めならんものなのかどうかも含めて議論するには、やっぱり手元にこれならどうやというものがあるほうが議論がしやすいような気がするので、二、三でも集めていただければなと思うんですけども、いかがですか。

○南委員長 その点については、正副議長とも、正副委員長と、どこが尾鷲の議会にふさわしいかということを調べさせて、次回に幾つか提示させていただくことを約束します。

よろしいですよね、議長。

○小川議長 やはり尾鷲市の場合、通告の要旨ね、あれの書き方、あれは書類がまずいと思うんですよ。

○南委員長 枠がね。

○小川議長 うん。それで、一応、前、三鬼議長のときに2人で熊野市議会へ視察に行きました、熊野市の場合、やっぱり細かく書いている。これのほうが分かりやすいなというのがありましたので、委員長、そういうのも参考にしていただいて、出していただければと思います。

○村田委員 これ、私だけかも分かりませんけれども、私は基本的には一般質問というのはそんなに縛るもんじゃないと思うんですよね。やっぱり議員の活動の場として意見を述べて、それは時には一方的に議員のほうからまくし立てるときもありましょう。満足のいかない答弁しかもらえないときもありましょう。しかし、それは何のためにやるかというと、自分が今この市政の中にあって疑問点がある、それから市民からの御意見があるということでやっているわけですから、それが成功するかしないかは、その議員議員のいわゆる器量によるものだと思っております、経験もありますけれども。ですから、あんまり一般質問でどうのこうのということは私はすべきではない。

ただ、質問要旨、ここにも書いてありますけれども、通告書には質問の要点を明記すると、それから、こういうことについて、市政について問いますよと。通告書にそれしか書かないときもあります。私もよく、今回も防災についてだけでありますけれども、そのときに大事なのは、執行部が聞き取りに来ますね。そのときに、

防災だけども、この点について、避難場所について、これは言いますよという、議員側からも、それが明記をするしないは別にしても、向こうに伝えるということによって議論が高まるということですから、その辺の打合せをどうしていくかということに私は目を向けて一般質問の在り方というのは議論をするべきではないかなと。ただ通告をここまで書くんだ云々というよりも、いわゆる通告をしたその後で執行部から聞き取りに来る、そのときに何でもかんでも細かくすり合わせをするということ、これはなあなあになって、これは一般質問の意味がなくなる。けれども、最低これとこれとこれは私はお聞きするから、そのところはどこまで深く聞くかは分かりませんよと、あなたの答弁次第で、あんた方の答弁次第ではもっと深く行く可能性もありますよと、その辺のところも口頭で通告をするということが大事であって、幾ら書面でここからここまでこうなんだ、ああなどと書いても、やっぱり執行部は聞き取りをしないと本当に議員がどこまでやってくるかということは分からぬわけですから、執行部から聞き取りに来るということ、これは絶対来ますからね、その辺のところで議員と執行部との良識の範疇でどこまですり合わせができるかということが私は問題だと思うんですね。要するに、文章でどこからどこまでこうなんですよと書くことは問題じゃないと思います。

ですから、執行部とどういう形ですり合わせをしていくのかということに私は重点を置いて議論をしていただきたいなと思います。

○南委員長 それについて、大変大事なことですので、今回は、次回あたりでやはり執行部の考え方もまた聞く必要があるんじゃないかということで、今朝、副委員長とも話をし、答申を出す前に執行部の要旨の在り方、例えばここまで出していただければいいですけどねというような話は、つくる場を設けるかというて話をしておりますので。

今回、村田さんが言われたように、全て議員の聞き取りの中の打合せができるれば何ら問題はないんですけども、やはり共通認識が持たれていない部分もあるように感じていますので、私自身。当然、執行部もそうですし、議長からもその趣旨の言葉と諮問がありましたので、できるだけ今回はいろんな意見を、皆さんのお見を聞いた上で議会運営委員会としてはよりよい実りのある一般質問の形がつくれる形の答申を出したいと考えておりますので、忌憚のない意見はどんどん出していただきたいと思います。

○濱中委員 本当に、今、村田委員言われたことがごもっともなところなのかなとは思うんですけども、要は執行部側に、紙であろうと打合せであろうと、自分

が聞きたいことの要旨が伝わるという形をどういったものにするかということと理解するんですけども、恐らく、紙に書いたところで、それは打合せをしなければきちんと要旨が伝わらないものもあると思うので、私は、通告書の在り方とともに打合せの仕方というところで、2段構えのものがあればいいのかなと思うんですけども。

それと、やはり、もちろん通告書よりも深く入っていったり横に広がったりという中でも、議員としての心得として、根拠のないものを口にしないことというのはある程度共通的に、その根拠がないということの意味にしてでも、例えば数字であればデータのないものであるとか、人が言うておったといつてもまちのうわき程度のものはどうなのかとか、そういったところにも及ぶ話なのかなという気はするんです。やっぱり自分でも、人に聞いただけでそれをきちんと確かめに行かずに行い込んでしまうこともありますので、そういったあたりも自分のこういう一般質問に向かう勉強の仕方として、先輩方の意見も聞きたいですし、根拠を持って物を言うということは一体どういうことなのかということも、この際ですので、そういったあたりも皆さんの御意見を聞きたいなとは思っております。

○南委員長 そういった濱中委員さんから意見がございましたけれども、今の濱中委員さんの考え方についてはどうですか。

副委員長、どうですか。急に振るのはごめんなさいだけど。

○三鬼副委員長 私も30年来というか、文書で出すだけで打合せってほとんどしたことがない。1回目、壇上で読むのは全て渡しますもんで。それから、答弁によって2回目の質問を考えたいって伝えてあるだけですもんで、自分が要請、要望したことがまるでなくとも、それは現時点ではそれが答弁かなと受け止めて引き下がるというのか、そういうのの繰り返しをやっておるんやけど。

先ほど濱中委員が、数字とかそういうのを、条例でもそうやけど、こういうのに照らし合わせて、むしろそういうのがあるんやったら、事前にそれは打合せして確認するほうが、出すほうの正確性もそうやし、受け取るほうもその認識がというもんで、そういったことこそきっと打合せされるほうが、その数字についてはこうですよという答弁が得られることもありますし、この数字は実はこうこう計算し直したらこうこうなりましたという議論もできるかも分からんもんで、むしろそのほうがあれじゃないかなと思います。

要は、きっと質問と要旨と、要旨さえ出してあってそれに答弁がなかったら、きっと要旨が出してあるのに答弁ないやないかというのも一つの、2回目以降の

突っ込みというのか、もあろうかと思いますよって。

それと、議長ができるだけみんなに言葉とか、言葉というか質問を狭めることはしたくないといつてしておるもんで、執行部の答弁が我々にとって、言うたら、有益になるということが市民利益とか市民の幸福につながるということやもんで、できるだけそういったかみ合いができるような、言うたら、中身をさらしてでも議論できるような、そこは言論の府やもんで、本当に裏技を出してでも真っ当な議論が、やり合いができるような議会にするのが本来やと思いますもんで、そういったことを含めて、手の内は見せてでもなお執行部に食いつくとか、そういった一般質問がどんどん増えればもっといいんじゃないかなと私は個人的には思っています。

他にございませんか。

○村田委員 今、副委員長さんが言われましたけど、全くそのとおりで、質問要旨をある程度のところまで、数字まで聞くんですか、どうなんですかというようなことは執行部は聞いてきますよ。ですから、うん、だから数字だけは出しておいてねと、それを根拠に私はさらに質問していくからと、こういう打合せは私は必要だと思うんですよね。ただ、そこで打合せをしたからそこで止めるんじゃなくて、答弁の在り方によって、さらに第2段階、第3段階にわたって突き詰めていくというのは、これは議員個々による資質の問題だと思うんですよね。

ですから、その辺のところは、私も含めて議員が皆さん研さんをしなければいけないとは思いますけれども、ある一定の線までのいわゆる通告をして、執行部が来たときには、この辺までは行くからねというだけのすり合わせをしておけば、自分の議論もさらに充実した議論になっていくんですね。

時には、先ほど言われたように、執行部が自分の求めたものに何ら答えないということもありましょう。なら、それで、それならそれでまた掘り下げて、なぜその答弁ができないのかということで形を変えていろんな議論が展開していくわけですから、やっぱり議員自身が研さんをしなければいけないというのと、それから、基本的には、ある一定のところまでは打ち合わせる。打合せと言うと語弊がありますよね。

○南委員長 すり合わせね。

○村田委員 すり合わせもちょっと語弊があるので。自分の言いたいことを、こら辺までは私は行きますよという姿勢を示すというんですか、その辺のところはやっぱり一般質問では必要かなとは思いますけれどもね。

○南委員長 一般質問については、議員個々のやり方、攻め方、守り方というの

はあると思うので、一概にこれで行こうとは決められないと思うんですけれども、やはりある程度の通告制を取っておる、会議規則に基づいた議会でございますので、僕は、一定の共通認識を持ってもらうために、やはりある程度、質問要旨についてある程度、細かくまではいかなくとも、具体的なことまである程度箇条書でもいいで書いて、そして、村田委員さんが言われるように、市当局との打合せの段階でよりよく議論が深まるような話し合いも持たれて本番に臨んでもらうのが望ましい姿かなと思います。

よって、今回、いろんな皆さんの意見が大体出尽くしたと思うんですけども、特に副議長がございましたら。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○南委員長  それでは、次回は、今の濱中委員さんからの資料の提出も、亀岡市を中心に、いろんな御相談をして出したいと思いますし、それと執行部のほうも、やはり執行部の意見も聞くというのが答申に当たって大事なことだと思いますので、次回は執行部の総務課長なり政策調整課長なりに同席をしていただいて聞いた上でまとめていけたらなと、そのように考えておりますので、今日のところは何か中途半端な委員会に終わっていったような感じがして、運営のまづさで申し訳ないと思うんですけども、次回はある程度の方向性と形が示されるような資料も提示したいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

今日はこれで議会運営委員会を閉会させていただきます。御苦労さまでございました。

(午前10時50分  閉会)